検証・評価・企画委員会の運営について

 平成 2 5 年 1 1 月 5 日

 知 的 財 産 戦 略 本 部

 検証・評価・企画委員会座長決定

 平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日

 一 改 月 2 3 日

 平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日

 一 部 改 正

 平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

 一 部 改 正

 平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

 一 改 正

「検証・評価・企画委員会の開催について」(平成25年10月25日 知的財産戦略本部長決定)第7項に基づき、検証・評価・企画委員会(以下「委員会」という。)の運営について以下のとおり決定する。

1 委員会で開催される会合の種別

委員会においては、全体会合のほか、産業財産権分野を取り扱う会合及び コンテンツ分野を取り扱う会合を開催することとする。

また、特に重要な検討課題として、新たな情報財を取り扱う会合を開催することとする。

2 各会合への出席者

前項で定める各会合への出席者、座長(各検討委員会は委員長)は以下の とおりとする。

- (1) 産業財産権分野を取り扱う会合 別紙のとおり ※割愛
- (2) コンテンツ分野を取り扱う会合

別紙のとおり

(3) 新たな情報財を取り扱う会合(新たな情報財検討委員会) 別紙のとおり ※割愛 3 オブザーバとしての同席

前項の規定に関わらず、各構成員はオブザーバとして各会合に同席することができる。

- 4 座長(各検討委員会は委員長)は、専門の事項を調査させる必要があると きは、タスクフォースを開催することができる。
- 5 議事の公開について
 - (1) 委員会は原則として公開する。ただし、座長(各検討委員会は委員長) が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
 - (2) 委員会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。
- 6 配布資料の公開について

委員会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

7 前各項に掲げるもののほか、委員会における各会合の運営に関し必要な事項は、座長(各検討委員会は委員長)が定める。

コンテンツ分野を取り扱う会合への出席者(22名)

あい ざわ ひで たか 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 相 澤 英 孝 弁理士、きさらぎ国際特許業務法人 代表パートナー l١ まさる 伊 勝 日本弁理士会 会長 うち やま たかし 青山学院大学総合文化政策学部教授 内 山 降 おお さき ひろし 吉本興業(株)代表取締役社長 洋 大 崹 (一社) コンピュータエンターテインメント協会会長 おか むら ひで ŧ 圌 村 秀 樹 セガホールディングス(株)代表取締役社長 おく やま しょう いち 弁理士、久遠特許事務所代表 奥 山 尚 のぶ お かわ かみ カドカワ(株)代表取締役社長 量 生 上 Ш ゆき のり 日本放送協会専務理事 幸 紀 木 \blacksquare つれ がわ まさる 国立情報学研究所所長、東京大学生産技術研究所教授 喜 連 Ш 優 ビクターエンタテインメント(株)代表取締役社長 とう あき さい まさ 正 明 斉 藤 (一社)日本レコード協会会長 さこ もと じゅん いち 松竹(株)代表取締役社長 泊 本 淳 \Rightarrow た よう いち ろう 山口大学教授 佐 田 洋 一 郎 同大学大学研究推進機構知的財産センター長 しげ むら はじめ (株) ニッポン放送 代表取締役会長 村 重 (一社) 日本写真著作権協会常務理事 ₩ お *t-*いち 尾 太 瀬 (公社)日本複製権センター副理事長 たけ みや けい 漫画家、京都精華大学学長 子 竹 宮 惠 なか むら () ち 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 中 村 伊 知 哉 മ さか まさ いち 読売新聞東京本社調査研究本部総務 野 坂 雅 よし のぶ (株)講談社代表取締役社長 野 間 省 伸 はやし 弁護士、桜坂法律事務所パートナー いづ 24 林 みや がわ っ 弁護士、TMI総合法律事務所パートナー 美 津 子 宮川 みや がわ やす お (株) サンライズ代表取締役社長 宮 恭 夫 河 わせだ 日本弁護士連合会副会長 祐 美 子 早稲田

◎は座長 (敬称略、五十音順)

0